豊田市こども園新設整備事業者募集要項

令和７年１月

豊　田　市

目　　次

1　募集の趣旨 …… 1

2　応募条件 …… 1

（1）設置及び運営に関わる事項

（2）設置の手法

（3）建設場所 …… 2

3　その他条件 …… 2

（1）経営全般

（2）職員配置

（3）保育事業

4　応募資格 …… 3

5　新設・運営に係る支援 …… 3

（1）補助制度による支援

（2）その他の主な支援（令和６年度現在）

6　質問受付期間 …… 4

（1）質問の受付

（2）提出書類

7　応募手続き …… 4

（1）応募書類の提出

（2）提出書類

8　事業者の決定方法等 …… 5

（1）審査方法

（2）事業者の決定

（3）審査の結果通知

9　その他留意事項 …… 5

（1）費用負担

（2）提出書類の取扱い

（3）提出資料の変更禁止

（4）追加資料の提出等

（5）選定対象からの除外

10　主なスケジュール …… 6

１　募集の趣旨

豊田市では、年度途中の 0～2 歳児の待機児童の状況及び今後の就園率の増加、局地的な宅地開発による子育て世代の増加が見込まれる高岡地区及び高岡地区周辺において、保育ニーズに適切に対応するため、同地域にこども園の整備・運営を行う事業者を募集する。

２　応募条件

（１）設置及び運営に関わる事項

項目	内容
事業形態	児童福祉法第 35 条第 4 項に規定する認可保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園　１施設
受入対象児童	０歳児～５歳児
定員	124 名程度
定員構成	乳児:50 名、3 歳児:2 クラス、4・5 歳児:各 1 クラス　程度
職員配置基準	0 歳児　１：３　　１・2 歳児　１：５ 3 歳児　１：12　　４歳児　　１：28 (令和８年度から１：25) ５歳児　１：30 (令和９年度から１：25)
開所日	基本、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、１月２日、１月３日及び１２月２９日から１２月３１日までを除く日
開所時間	午前７時 30 分から午後７時までの１１時間３０分以上
一時保育事業	基本、開所時間から閉所時間まで 専用保育室で専任保育士を配置して実施
障がい児等受入	障がい児保育に理解を持ち適切な保育をすること。また、市の受入れ要請に応じてください。
開所時期	令和８年４月１日以降

（２）設置の手法

民設民営とし、具体的な内容は以下のとおりとする。

①園舎及び園庭用地については、事業者の所有地（見込みも含む）とする。
（※これから買収する場合は、令和７年度から施設整備に着手できるよう、所有権移転が可能な土地であること）

②施設に関する基本設計、実施設計、各種申請、施設建設（園舎、遊具等）、備品等の購入、外構工事等は、市と協議の上事業者が行う。
（※土地に関する一切の費用については、事業者の負担とする。
※施設整備費については、市がその一部を補助する。）

（３）建設場所

豊田市高岡地区内又は高岡地区周辺地域

① 令和７年度から施設整備に着手できるよう、法令等に基づく規制解除や開発許可等が見込まれる土地で、園舎の建設に支障のないこと

② 応募書類提出までに関係所管課と事前協議を行っておくこと

（出展：豊田市全図、不許複製）

３　その他条件

（１）経営全般

①法令、条例及び通知等を遵守し、応募事業者自らがこども園を経営すること

②名称を「○○こども園」とすること

③市の行政方針を理解し、積極的に協力すること

④保護者及び地域関係者と良好な関係を築き、地域に根ざした経営を行うこと

⑤市内のこども園及び地域の小学校等との交流・連携を積極的に図ること

⑥市が主催する定例の園長会及び主任会に出席すること

（２）職員配置

①職員配置は、豊田市立こども園に準じること

②園長及び主任は、幹部職員としての能力及び経験を有する者であるとともに、新設こども園の専任とすること。主任はクラス担任を兼ねないこと

③保育士は、勤務経験が５年以上ある者が３分の１以上含まれ、未経験者は３分の１以下とすること

④職員の資質の向上を図るため、市が主催する研修に積極的に参加すること

（３）保育事業

①保育内容は、保育所保育指針又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に準拠すること

②保育時間は、午前7時30分から午後7時までの11時間30分以上とすること

③生後6か月からの乳児保育を実施すること

④障がい児保育に理解を持ち、家庭及び豊田市こども発達センターとの連携によ

り、障がいの種類、程度等に応じた適切な保育を実施すること。また、市の受入要請にも協力すること
⑤0歳児から2歳児までの給食は、市が作成する献立に基づき施設内で調理すること
⑥3歳児から5歳児までの給食の調理等は、市が指定する給食センター等を利用すること
⑦一時保育は専用保育室で専任保育士を配置して実施すること
⑧地域活動事業及び子育てひろば事業の実施方法は、豊田市立こども園に準じること
⑨特別な教育は、保護者と協議し理解を得た上で導入すること

4　応募資格

本事業に応募することができる者は、以下に該当する事業者とする。

（1）現に、保育所、認定こども園又は幼稚園等の教育・保育を運営している事業者であること
（2）事業運営を適切に行うことのできる事業者で、関係法令を遵守し、自らが保育所等を設置・運営すること
（3）建設用地を自ら確保してこども園の新設を行うことができる事業者であること
（4）新設、運営をするための必要な資力・信用があること
（5）本市の保育行政、制度等を十分に理解し、及び協力できること
（6）地域住民等への各説明や交流・情報交換及び協力できること
（7）児童福祉法第３５条第５項第４号、又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条に定める欠格事由を有しないこと
（8）その他、市長が不適当と認める事由を有しないこと

5　新設・運営に係る支援

市は、新設法人の安定かつ継続的なこども園経営に資するため、以下のとおり支援策を講じる。

（1）補助制度による支援

補助制度	概　要	保育所	認定こども園
①施設整備費補助金※1	国庫補助対象事業及び対象外の小規模な修繕や備品購入費、借入金について補助基準額の 3/4 以内で予算の範囲内を補助する。 ※学校法人又は社会福祉法人のみ ・豊田市私立保育所施設整備費補助金交付要綱 ・豊田市私立幼保連携型認定こども園施設整備費補助金交付要綱	○	○
②運営費補助金	人件費及び管理費等の補助 ※学校法人又は社会福祉法人のみ ・豊田市私立保育所運営費補助金交付要綱 ・豊田市私立幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱	○	○
③委託費	人件費及び管理費等の法定補助	○	－
④施設型給付費	人件費及び管理費等の法定補助	－	○

※1　本事業は令和７年度当初予算で実施するため、令和６年３月議会で当初予算案が可決された場合のみ交付することができる。

（２）その他の主な支援（令和６年度現在）

①移動動物園、地震体験車（防サイ君）及びグランパスサッカー教室の派遣

②交通安全学習センター（４、５歳児）及び総合野外センター（5 歳児）へのバス送迎（5 歳児）

③卒園記念品の支給

④給食用箸セットの提供

6　質問受付期間

（１）質問の受付

①提出期間　令和７年２月１０日（月）から
令和７年２月１３日（木）午後５時までに必着

②提出場所　豊田市役所 こども・若者部 保育課（市役所東庁舎２階）

③提出方法　窓口に直接持参、郵送、メール又はファックス

（２）提出書類

質問の内容を書面で簡潔にまとめた用紙（自由様式）

7　応募手続き

（１）応募書類の提出

①提出期間　令和７年２月２５日（火）から
令和７年２月２８日（金）午後５時までに必着

②提出場所　豊田市役所 こども・若者部 保育課（市役所東庁舎２階）

③提出部数　製本したもの１１部（原本１部、コピー１０部）

④提出方法　窓口に直接持参又は郵送

（２）提出書類

別紙「豊田市こども園新設整備事業者募集に係る応募書類」のとおり

8　事業者の決定方法等

（１）審査方法

提出された提案については、以下のとおり審査を行い、豊田市長が事業者を決定する。

①１次審査（資格等審査）

本要項に規定する条件等について、庁内関係職員で構成する「庁内審査会」において、応募書類及び現地視察等による審査を実施する。

②２次審査（書類審査）

１次審査の結果を踏まえ、外部有識者等で構成する「豊田市児童福祉審議会」又は「豊田市幼保連携型認定こども園審議会」により、応募書類及び保育現場の視察等による審査を実施する。

なお、保育現場の視察とは既存の施設で保育をしている場面の視察を想定しており、令和７年３月１０日（月）から令和７年３月１４日（金）までのうち数時間程度行うこととする。その際は審査員からの質問に対応する職員を配置すること。

（２）事業者の決定

「豊田市児童福祉審議会」又は「豊田市幼保連携型認定こども園審議会」からの答申に基づき、豊田市長が決定する。

（３）審査の結果通知

可否に関わらず、応募した法人に郵送で通知する。

9　その他留意事項

（１）費用負担

応募に関し必要な費用は、全て応募者の負担とする。

（２）提出書類の取扱い

提出された応募書類等については、返却しない。

（３）提出資料の変更禁止

提出期限後の応募書類の差し替え及び再提出は、原則認めない。

（４）追加資料の提出等

事業者の選定に当たって確認が必要とされた場合は、追加資料の提出依頼及び聞き取りを行うことがある。

（５）選定対象からの除外

以下の要件に該当する場合は、本事業の選定対象から除外する。

①応募書類等に虚偽又は不正があった場合

②審査の公平性に影響を与える行為があった場合

③その他、関係法令及び本要項に違反すると認められる場合

10　主なスケジュール

時　期	内　容
令和７年２月 10 日（月） ～令和７年２月 13 日（木）	質問受付期間
令和７年２月 17 日（月）	回答公表
令和７年２月 25 日（火） ～令和７年２月 28 日（金）	応募書類の受付
３月上旬	１次審査
３月中旬	２次審査
３月下旬	事業者の決定・通知
４月～	造成設計・基本設計・各種申請
５月～	造成工事・建築設計・各種申請
７月～	入札・契約・建築工事
２月中旬～下旬	入園説明会・設置認可申請
３月下旬	補助金交付
令和８年４月１日以降	保育所設置認可・開所

＜問合せ・連絡先＞
豊田市役所 こども・若者部 保育課 計画施設担当
〒471-8501　豊田市西町３丁目６０番地
Tel 0565-34-6809（直通）
Fax 0565-32-2088
E-mail hoiku@city.toyota.aichi.jp